

国民健康保険の手続きはお早めに

問い合わせ 市民課国保年金係 ☎内線 3134、白沢支所生活係 ☎内線 31、利根支所生活係 ☎内線 40

就職や退職などによる国民健康保険(国保)の加入や脱退には届け出が必要です。異動のあった日から14日以内に手続きをしてください。

国保の加入・脱退

退職して職場の健康保険を脱退した、健康保険の扶養家族でなくなったなどの理由で国保に加入する場合は届け出をしてください。届け出が遅れた場合でも、国保税は職場の健康保険を脱退した日までさかのぼって納める必要があります。

また、就職して職場の健康保険に加入した、健康保険の扶養家族になったなどの場合は、国保脱退の届け出をしてください。

学生用の保険証

修学のため市外に住所を定める学生に学生用の保険証を交付しています。該当する人は届け出をしてください。

人間ドック

国保と後期高齢者医療保険加

入者に対する、平成31年度人間ドック費用助成の申請受け付けを4月1日(月)から開始します。詳しい申請方法は広報ぬまた4月号でお知らせしますので、人間ドックを受ける予定のある人はご覧ください。

届け出が必要なおとき		手続きに必要なもの	
加入	他の市町村から転入してきた	転出証明書	・印鑑 ・世帯主、対象者全員の個人番号カード(「通知カード」と「身分を証明するもの」も可)
	職場の健康保険をやめた、またはその扶養家族からはずれた	社会保険離脱証明書	
	子どもが生まれた	母子健康手帳	
脱退	他の市町村に転出する	国民健康保険の保険証	
	職場の健康保険に加入した、またはその扶養家族になった	国民健康保険の保険証 加入した保険の保険証	
	死亡した	国民健康保険の保険証	
その他	住所、世帯主、氏名などを変更した	世帯全員の保険証	※身分を証明するものは、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード、住民基本台帳カード(写真付きのもの)などです。それ以外のものを持参する場合は、手続き前に国保年金係にご確認ください
	修学のため別に住所を定める	国民健康保険の保険証 在学証明書	
	保険証を紛失、または破損した	身分を証明するもの	

後期高齢者医療制度 被保険者の皆さんへ

問い合わせ 市民課国保年金係 ☎内線 3132

被保険者証

保険証の有効期限は7月31日(水)までです。8月から使用する保険証は、7月中に郵送します。新たに75歳になる人は、誕

生日の前月までに郵送します。

保険証には自己負担割合が記載されていますので、診療を受けるときは、医療機関の窓口に必要な提示をしてください。

高額療養費

1カ月の医療費が高額になった場合には、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

初めて高額療養費の該当になったときは、群馬県後期高齢者医療広域連合から高額療養費支給申請書が郵送されます。必要事項を記入して、市民課国保年金係へ提出してください。

高額介護合算療養費

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、毎年8月から翌年7月末までの

限度額適用・標準負担額減額認定証

入院や外来の1カ月当たりの自己負担限度額は、所得によって異なります。申請により「限度額適用認定証」または「標準負担額減額認定証」適用・標準負担額減額認定証

医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、世帯の限度額を超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。

本市に継続して住民登録している群馬県後期高齢者医療被保険者が支給対象になった場合は、申請の案内を通知します。

コミュニティ助成事業 ～戸鹿野町公民館が完成～

問い合わせ 総務課行政係 ☎内線 3213

(一財)自治総合センターでは、宝くじの普及広報やコミュニティーの健全な発展を図るために、宝くじの収益を活用して自治会などのコミュニティ事業へ助成を行っています。

平成30年度のコミュニティ助成事業では、戸鹿野町で公民館を新築しました。



保険料の仮徴収開始

4月から保険料の仮徴収を開始します。今年2月の保険料が年金から天引きされた人は、その額と同額が8月まで年金から仮徴収されます。その他の人は、本年度の保険料を基に暫定の保険料(仮徴収)が交付される場合があります。

保険料の納付

保険料は納期限内に納めましょう。保険料を滞納すると、短期被保険者証が交付されることがあります。また、金額や滞納期間によっては、延滞金に加算されます。保険料は滞納したままにせず、ご相談ください。

平成31年4月から 産前産後期間の国民年金保険料 が免除となります！

問い合わせ 市民課国保年金係 ☎内線 3137、渋川年金事務所国民年金課 ☎0279-21607

免除期間 出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間
※多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間
対象 「国民年金第1号被保険者」で、出産日が平成31年2月1日以降の人
届け出期間 出産予定日の6カ月前から可能です。速やかに市民課国保年金係、または渋川年金事務所国民年金課へ届け出ください
※届け出ができるのは平成31年4月からです



次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産を行った際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が始まります。